

白山市監査公表第7号

定例監査（支所監査・市民サービスセンター監査）結果の公表について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査（支所監査・市民サービスセンター監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成27年6月24日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 竹田 伸弘

- 1 監査の日時 平成27年5月27日（水）  
午前10時10分から午前10時50分まで  
〈白峰市民サービスセンター〉  
午前11時20分から午前12時まで〈尾口市民サービスセンター〉
- 2 監査の場所 白峰市民サービスセンター市民サービス課  
尾口市民サービスセンター市民サービス課
- 3 監査の対象 白峰市民サービスセンターの市民サービス課、尾口市民サービスセンター市民サービス課において、平成26年度に支所長及び市民サービスセンター長又は各課長の決裁により、管理している施設や事務執行についての監査を行った。
- 4 実施した  
監査手続 監査の対象となった支所長及び市民サービスセンター長又は各課長の決裁により管理している施設や事務執行について、支所及び市民サービスセンターから提出された資料に基づき、書面監査及び現地確認を実施した。
- 5 監査の結果 白峰市民サービスセンター、尾口市民サービスセンターの市民サービス課において、支所長及び市民サービスセンター長又は各課長の決裁により管理している施設や事務執行は、適正に執行されているものと認められた。